

道内自治体・広域連合に対する
「介護保険制度の要介護認定・要支援認定に係る調査」まとめ

2009年7月15日
北海道社会保障推進協議会
会長 黒川 一郎

(1) 調査名：「介護保険制度の要介護認定・要支援認定に係る調査」

(2) 調査対象：道内157市町村・広域連合

(3) 調査期間：09年6月15日～7月13日（到着分）

(4) 調査目的

介護保険制度はこの4月から第4期に入り、介護保険料の改定や事業計画の策定が行われた。また、国は介護報酬の3%引き上げや要介護認定方法の見直しを行った。

要介護認定方法の変更については、「要介護・要支援認定区分」が従来よりも低く出ることや調査項目の変更、判定判定システムの変更などが問題視され、これらの意見に対して、国は「経過措置」を設けてスタートさせた。その上で、国は一定の期間を設けて検証するとして「要介護認定見直し検証・検討会」を設置した。

そこで、各自治体・広域連合における要介護認定方法の変更前後の状況を調査し、利用者にどのような影響が起きているかの実態を明らかにするため独自に調査を行った。

- 1) 要介護認定方法の変更時を挟んで、09年2～5月の各月における審査件数（更新者）・更新前の区分に対する変更率を調査する。
- 2) 「経過措置」の希望把握の方法・希望の内容、希望が結果にどのように反映されたかを調査する。
- 3) 本来の認定区分と希望を反映した認定結果について被保険者への通知状況を調査する。
- 4) その他

(5) 調査のまとめ

《調査票回収数：62自治体(15市・45町村・2広域連合 回収率～39.5%)》

結果(1)：区分変更率 **集計表(1)**

- ① 認定方法の変更前後で比較すると「区分が下がった」が11.1%から22.4%となり、5月度の方が約2倍低く出ることが判った。
- ② 「区分が上がった」は23.7%から22.2%へと若干下がった。
- ③ 区分が下がった人の中で、要介護から要支援に下がった数と非該当になった数を見た。要支援になった人は2・3月分と5月分では各々24.4%と22.4%で若干の差であったが、非該当になった人は2.6%から8.7%に大きく増加した。**集計表(3)**

	09年2・3月			09年4・5月			再掲～5月分		
	市部	他	全体	市部	他	全体	市部	他	全体
区分が上がった	23.3%	24.9%	23.7%	22.9%	21.6%	22.5%	23.0%	19.9%	22.2%
区分が変わらず	64.8%	66.2%	65.2%	59.6%	60.6%	59.9%	55.2%	56.2%	55.5%
区分が下がった	11.9%	9.0%	11.1%	17.5%	17.7%	17.6%	21.8%	23.9%	22.4%

*調査は、各月の申請数ではなく審査会で審査された数で行った。申請数での調査は、申請月内に審査結果が出ない場合もあり、各自治体で記入上の混乱が生じるので避けた。

従って、4月分については、一定数の3月申請分が入っている可能性があるので、5月分だけの集計も行った。新しい認定方法に基づく区分変更率を把握する上では、5月分との比較が妥当であると判断した。

結果（2）：経過措置の希望調査等 集計表（2）

- ① 希望調査は、ほとんどが更新申請時に希望調書に基づいて行う方式となっている。
- ② 希望調査は5373名について行われている。4・5月の更新申請者が9635名なので、希望を聞かれているのは55.8%と3月分の混入を考慮しても6割弱にとどまる。
これは、経過措置の扱いについての厚労省通知が4月17日付で出されており、Q&Aで4月17日以降の受付分から適用としているため経過措置の対象外とされた方がいることと、多くの自治体がその後も対応できないままに始まったためと思われる。
- ③ 経過措置の希望状況は、「希望しない」が15.6%、「希望する」が84.4%と多くの人が経過措置の適用を望んでいる。
- ④ 「希望する」の三つの選択肢については、「軽度になった場合、申請前の区分に戻す」が73.0%、「重度になった場合、申請前の区分に戻す」が2.0%、「重度になっても軽度になっても申請前の区分に戻す」が25.0%であった。ほとんどが、区分が下がってサービス限度額が低くなることへの不安の反映であると考えられる。
- ⑤ 区分が下がった人の内、経過措置の「希望する」により申請前の区分となった人は917人で、希望する人の20.2%に該当する。これらの人は、経過措置がなくなれば救済されなくなる。
- ⑥ 区分が下がった人の内、「希望しない」としたため、今回の区分通りとなった人は184人で希望しない人の21.9%となり、結果（1）①とほぼ同様の結果であった。
- ⑦ 被保険者に対する認定区分の通知では、本来の区分と希望する認定区分の両方を通知しているのは9自治体だけであった。

今回の調査から、実施前から出されていた介護度がこれまでよりもかなり低く出るという懸念が事実として裏付けられた。

これは、更新申請者だけでなく、4月以降の新規申請者は新しい認定方法になるため「経過措置」もなく、低い要介護度となる可能性が高い。また、更新申請者も、経過措置期間中の救済であり、措置期間が過ぎるとサービス限度額が低く抑えられ、必要なサービスを受けることができなくなる。しかも経過措置が開始に間に合わず4月途中からの実施となったことや徹底の不十分さもあったと思われ、希望調査が全員に行われていないことも判った。

批判があっても何が何でもスタートさせるという姿勢であり、これは、介護給付費の抑制を目的としたものであるという介護関係者の指摘の通りとなっている。

現在、国は検証期間として調査も行っているが実態を明らかにして、介護認定方法を取りあえず元に戻し、利用者の実態に即した認定方法に改めるべきである。

北海道社会保障推進協議会

担当：吉岡恒雄・甲斐基男

〒001-0014 札幌市北区北14条西3丁目1-12

TEL:011-758-2648 FAX:011-758-4666

E-mail:shahokyo@dominiren.gr.jp